

令和4年第1回定例会 土木企業立地推進委員会資料 【土木部報告事項】（令和3年度分）

1 令和3年度 県の補正予算（土木部関係）

- 県土木部補正予算案 △76億9,800万円（特別会計、企業会計含む）
 うち公共事業費 △62億5,700万円
- ・ 国補公共の事業確定等に伴う減 △55億8,298万円
 - ・ 県単公共の事業確定等に伴う減 △6億7,411万円

2 土木部事業の主な動き

（1）幹線道路網の整備

- ・ 国道125号 美浦阿見拡幅 **別添1**
 美浦^{ごうなか}村郷^{ふさ}中～布佐 1.3km区間 2月1日供用開始
- ・ 都市計画道路中^{なかがち}大野中河内線（酒門工区） **別添2**
 水戸市酒門^{さかどちょう}町～元吉田^{もとよしだちょう}町 0.8km区間 2月22日供用開始
- ・ 国道245号 那珂湊拡幅（湊大橋） **別添3**
 水戸市小泉^{こいずみちょう}町～ひたちなか市^{せきど}関戸 0.9km区間 3月24日供用開始予定
- ・ 都市計画道路水戸^{ひらす}駅平須線（梅戸橋） **別添4**
 水戸市常磐^{ときわちょう}町～備前^{びぜんちょう}町 0.6km区間 3月25日供用開始予定
- ・ 国道6号 牛久土浦バイパス（I期区間） **別添5**
 牛久市遠山^{とおやまちょう}町～城中^{じょうちゅうちょう}町 1.3km区間 3月26日供用開始予定
- ・ 県道日立いわき線 砂沢^{いさござわ}バイパス **別添6**
 日立市十王^{ともべ}町友部 0.7km区間 3月28日供用開始予定
- ・ 都市計画道路十王北通り線 **別添7**
 日立市十王^{いしほんごう}町伊師本郷 0.8km区間 3月30日供用開始予定

（2）東関東自動車道水戸線（潮来～鉾田）の整備促進について . . . **別添8**

- ・ 国及び東日本高速道路（株）が未開通の潮来IC～鉾田IC間を整備中
- ・ 令和7～8年度の開通を目指すことを国が公表
- ・ 県が土地収用法及び行政代執行法に基づく行政代執行を実施

（3）借楽園「左近の桜」の復活を目指す寄附金について **別添9**

- ・ 186の企業、個人等から総額3,056万円の寄附金を受領

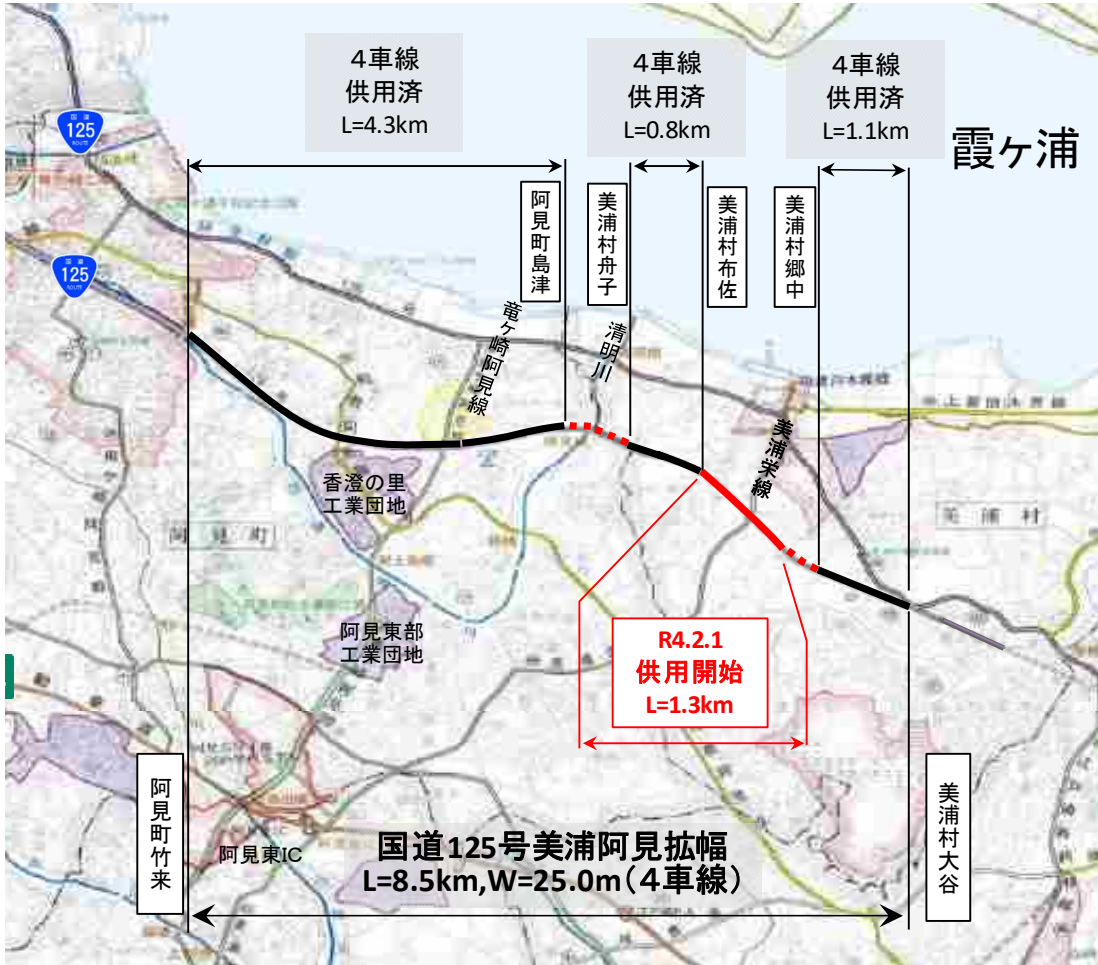
国道 1 2 5 号美浦阿見拡幅

(美浦村^{おおや}大谷～阿見町^{たかく}竹来)

- 国道 1 2 5 号は、本県の南部・西部を横断する広域的な幹線道路であり、地域の経済や産業の発展に欠かすことのできない大変重要な路線となっています。
- このうち、美浦村大谷から阿見町竹来までの 8. 5 k m 区間において、主要交差点の交通渋滞緩和や緊急輸送道路の機能強化を図るため、平成 3 0 年度より 4 車線化を進めてまいりました。
- これまで、阿見町の 4. 3 k m 区間と美浦村の 1. 9 k m 区間が供用しており、このたび、美浦村郷中から布佐までの 1. 3 k m 区間を供用開始いたしました。
- このことにより、交通の円滑化や物流の効率化、緊急輸送道路としての機能強化が図られ、地域の発展に大きく寄与するもの期待しております。

○供用区間概要

延 長：1. 3 k m
幅 員：2 5. 0 m (4 車線)
供 用 開 始：令和 4 年 2 月 1 日



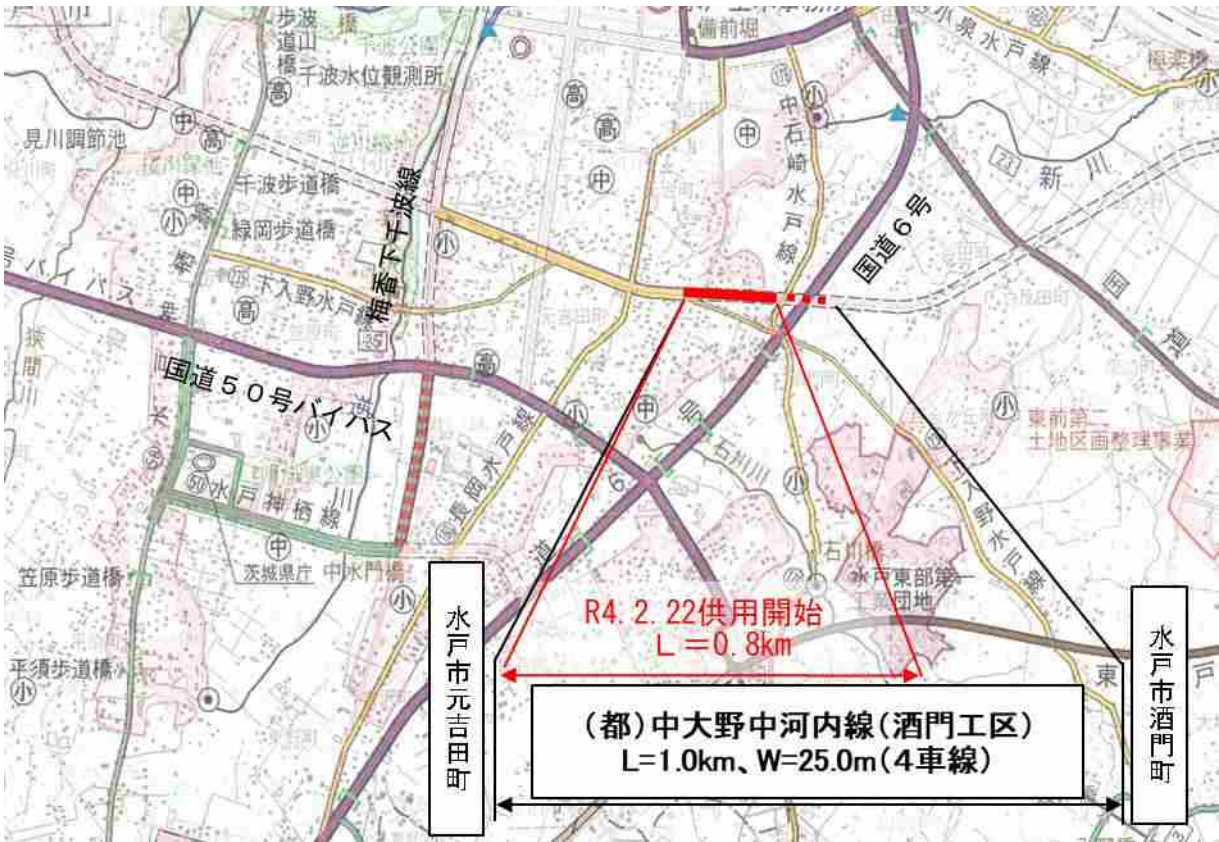
都市計画道路 中大野中河内線（酒門工区）

(水戸市酒門町^{さかどちょう}～元吉田町^{もとよしだちょう})

- 中大野中河内線は、水戸市内の交通渋滞緩和や、地域間の連携強化などを図るうえで重要な役割を担う重要な幹線道路です。
- これまで、都市計画道路梅香下千波線から元吉田東交差点までの1.6kmを供用し、これに続く国道6号までの1km区間を酒門工区として平成22年度より整備を進めており、2月22日に県道中石崎水戸線より西側の0.8km区間が供用いたしました。
- このことにより、周辺の幅員が狭い道路から本路線に交通が転換されることで、円滑な交通が確保されるとともに、周辺小中学校の通学における安全性の向上などが図られ、地域の発展に大きく寄与するものと期待しております。

○供用区間概要

延長：0.8km
幅員：25.0m（4車線）
供用開始：令和4年2月22日



国道245号那珂湊拡幅（湊大橋）

(水戸市こいづみちょう小泉町～ひたちなか市へたの部田野)

- 国道245号は、緊急輸送道路であるとともに水戸市からひたちなか市や日立市の商業・工業が集積する地域を連絡し、茨城港や北関東自動車道へアクセスする重要な幹線道路です。
- このうち、湊大橋については、歩道がなく老朽化が著しいことや周辺の交通渋滞の緩和と東水戸道路ひたちなかICへのアクセス向上のため、平成12年度より那珂湊拡幅事業として4車線化整備を進めてまいりました。
- これまで、平成24年度に暫定2車線で供用しており、このたび、3月24日に4車線で全線供用する運びとなりました。
- このことにより、茨城港周辺の県央臨海地域における安全で円滑な交通の確保はもとより、物流の効率化にも大きく寄与するものと期待されます。

○供用区間概要

延 長：0.9 km
幅 員：25.0 m（4車線）
供用開始：令和4年3月24日



都市計画道路 水戸駅平須線（梅戸橋）

(水戸市常磐町^{ときわちょう}～備前町^{びぜんちょう})

- 水戸駅平須線は、水戸駅から県庁方面を結ぶ、水戸市街地の骨格を形成する重要な幹線道路です。このうち、JR常磐線を跨ぐ梅戸橋は、昭和16年に架けられたものであり、老朽化が著しく、また、梅戸橋を含む0.6km区間は2車線のままであり、円滑な交通に支障をきたしていたことから、平成21年度より梅戸橋架け替えを含む4車線化整備に着手し、平成25年度からは東日本大震災の復興事業として進めてまいりました。
- これまで、平成29年度に暫定2車線で供用しており、このたび、3月25日に4車線で全線供用する運びとなりました。
- このことにより、水戸市街地の交通の円滑化や安全性の向上が図られ、地域の発展に大きく寄与するものと期待されます。

○供用区間概要

- 延長：0.6km
- 幅員：25.0m（4車線）
- 供用開始：令和4年3月25日



国道6号 牛久土浦バイパス（I期区間）

（牛久市^{とおやま}遠山町～城^{じょうちゆう}中町）

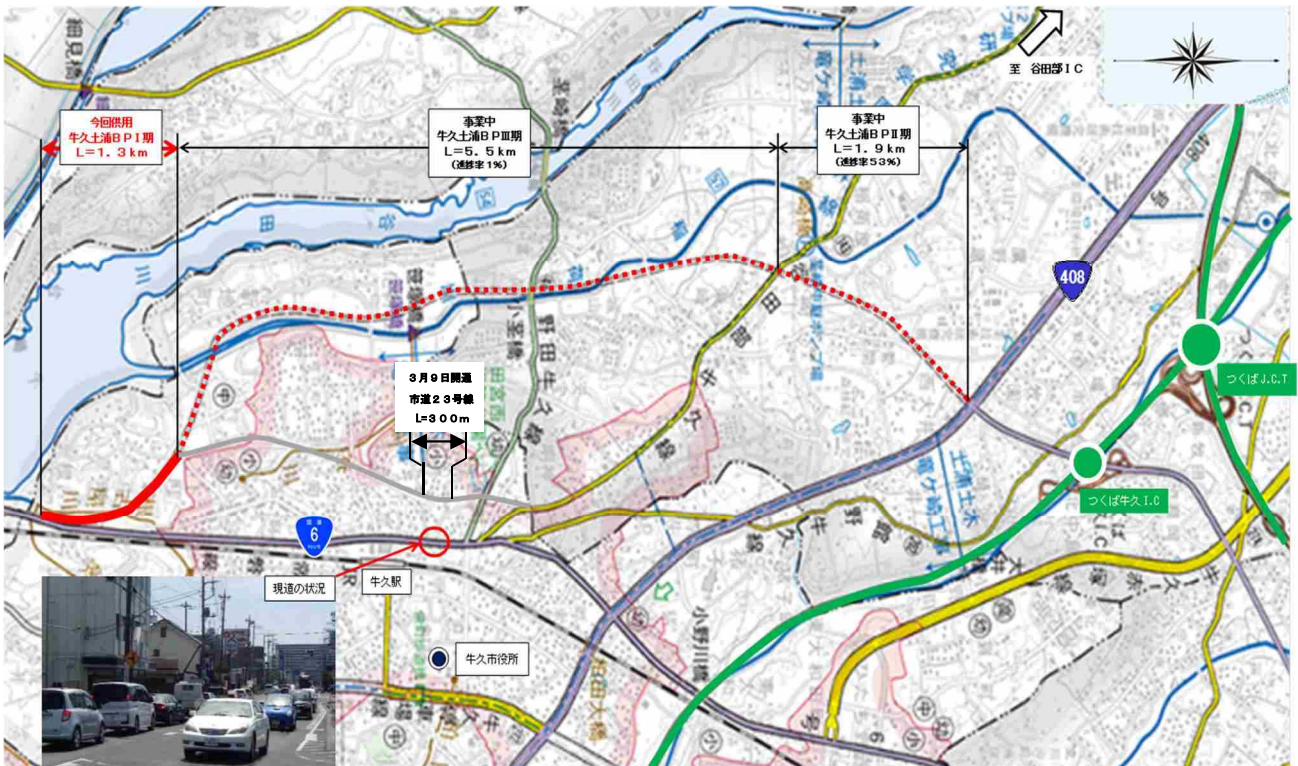
- 国道6号牛久土浦バイパスは、牛久市、つくば市、土浦市周辺市街地の交通混雑の緩和及び交通安全の確保を目的として、国土交通省により改築事業が進められております。
- このたび、3月26日にI期区間である1.3kmが開通される運びとなりました。
- 本線の開通により、国道6号現道（牛久市周辺市街地）の交通の円滑化及び交通渋滞の緩和、交通事故の減少が見込まれ、地域の活性化につながるものと期待されます。

○開通区間概要

延 長：1.3km（2車線）

供用開始：令和4年3月26日

【位置図】



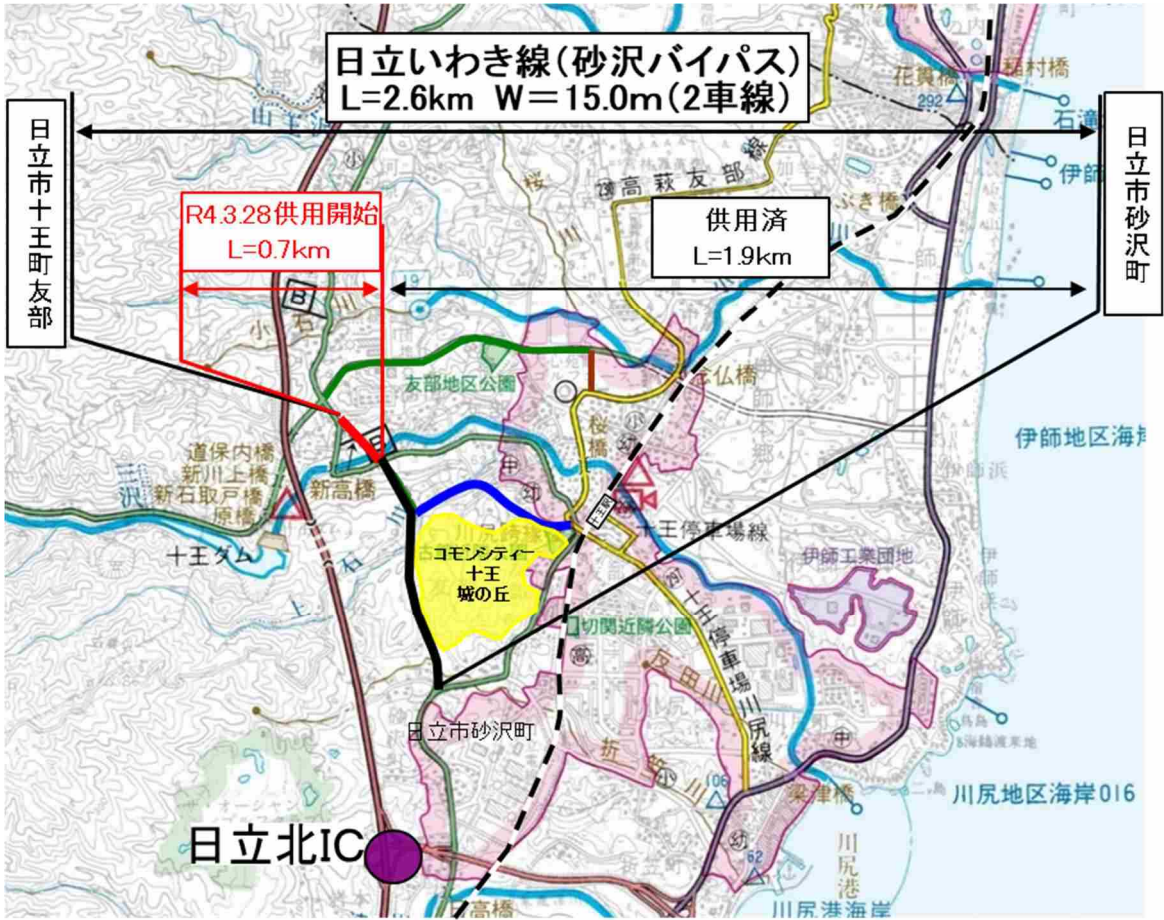
県道日立いわき線砂沢バイパス いさござわ

(日立市砂沢町いさござわちょう～十王町友部ともべ)

- 県道日立いわき線砂沢バイパスにつきましては、現道が十王駅周辺の市街地を通過することや大規模住宅団地（コモンシティ十王城の丘）のアクセス道路となっていることから、交通混雑が発生しているため、交通の分散化を図る目的として、平成10年度より日立市砂沢町から十王町友部までの2.6km区間の整備を進めており、このたび、3月28日に北側の0.7km区間を供用する運びとなりました。
- このことにより、2.6kmの全線が供用となり、幹線道路として円滑な交通が確保され、物流の効率化や緊急支援物資の輸送道路として寄与するものと期待されます。

○供用区間概要

延 長：0.7km
幅 員：15.0m（2車線）
供 用 開 始：令和4年3月28日



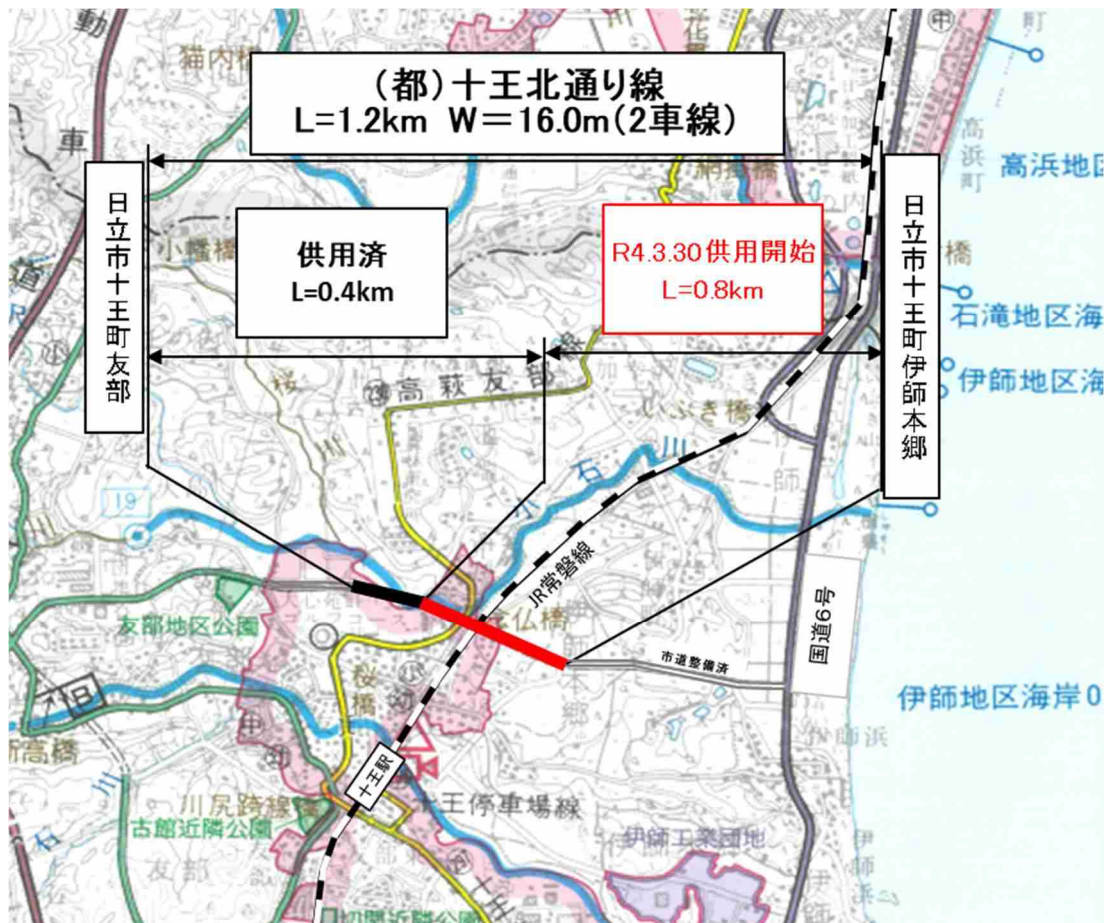
都市計画道路 十王北通り線

(日上市十王町友部～十王町伊師本郷)

- 十王北通り線は、JR 常磐線で分断された県北地域の沿岸部と山間部の安全かつ円滑な交通連絡網を強化することを目的に、延長約1.2km区間において、立体化事業を進めてまいりました。
- これまで、事業区間西側の一部（延長約0.4km）を供用しており、このたび、3月30日に残る0.8km区間を開通することにより、全線供用する運びとなりました。
- 本線の供用により、JR 常磐線西側にある住宅団地や工業団地と国道6号との連絡強化が図られ、地域の活性化につながるものと期待されます。
- また、本路線は津波等の災害時における避難路としての役割も担っていることから、都市の防災機能強化についても期待されます。

○供用区間概要

延 長：0.8km
幅 員：16.0m（2車線）
供 用 開 始：令和4年3月30日



東関東自動車道水戸線（潮来～鉾田）の整備促進について

○国土交通省及び東日本高速道路（株）において整備が進められている東関東水戸線（潮来～鉾田）について、令和3年12月22日に、国から「令和7～8年度開通を目指す」と公表されました。

○また、県は、同年12月27日に上記起業者より提出された行政代執行請求に基づき、令和4年2月24日から25日にかけて、土地収用法及び行政代執行法の規定に基づく行政代執行を実施いたしました。

【位置図】



＜東関東自動車道水戸線（潮来～鉾田）＞

- ・延長：L = 30.9 km
- ・事業主体：国土交通省、東日本高速道路（株）
- ・事業着手：平成21年度

○行政代執行の概要

- ・対象地：潮来市島須地内（2画地：約2,100 m²）
- ・対象物件：工作物（塩ビ管等）、立竹木
- ・移転義務者：県内在住、60歳代男性

偕楽園「左近の桜」の復活を目指す寄附金について

- 令和3年11月1日から募集を開始した偕楽園「左近の桜」の復活を目指す寄附金につきましては、多くの皆様からご賛同をいただき、目標額に達したことから、去る令和4年1月14日をもちまして、寄附金の募集を終了いたしました。
- 皆様から頂いた思いと偕（とも）に、宮内庁からいただいた大変貴重な「左近の桜」を大切に育成し、偕楽園の歴史を継承してまいります。

1 寄附金の募集結果

- ・ 寄附申込者 186者（個人149、企業等37）
（うち 100万円以上の寄附者数：22者）
- ・ 寄附金額 3,056万円

2 今後の予定

- ・ 新たな「左近の桜」の苗木については、落葉時期となる令和4年11月から令和5年3月を目途に元の位置（見晴広場）へ再植予定
- ・ 100万円以上の寄附者については、知事からの感謝状贈呈式を予定。



倒木前の
偕楽園「左近の桜」

（参考）偕楽園「左近の桜」の復活を目指す寄附金概要

偕楽園「左近の桜」の復活に向けて、新型コロナウイルス感染症からの復興のシンボルとなるよう皆様からご寄附をいただき、偕（とも）に「左近の桜」の成長を見守りながら偕楽園の歴史を継承

（1）募集開始：令和3年11月1日～

（2）寄附金の活用事業

- ・ 左近の桜の復活に係る植樹環境の整備、育成管理等
- ・ 好文亭からの景観改善のための樹形、樹高の管理等

（3）その他：100万円以上の寄附者には、倒木した左近の桜で制作した感謝状を贈呈

令和4年第1回定例会 土木企業立地推進委員会

議案等説明資料

(令和3年度関係)

令和4年3月14日

土 木 部

目 次

【予 算】第 43 号議案、第 55 号議案、第 61 号議案、第 62 号議案

○令和 3 年度予算課別一覧（最終補正）	3
○令和 3 年度公共事業費一覧（最終補正）	4
○令和 3 年度繰越予算一覧	6
○令和 3 年度債務負担行為補正一覧	7
○令和 3 年度地方債補正一覧（最終補正）	8

【条例・その他議案】

○第 67 号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について	9
○第 68 号議案 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、 鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用 に係る関係市町村の負担額について	12
○第 69 号議案 工事請負契約の締結について (養蚕橋橋梁上部工事(その1))	13
○第 70 号議案 工事請負契約の締結について (養蚕橋橋梁上部工事(その2))	14
○第 71 号議案 工事請負契約の変更について ((仮称) 上曾トンネル本体工事(石岡工区))	16
○第 72 号議案 工事請負契約の変更について ((仮称) 上曾トンネル本体工事(桜川工区))	17
○第 77 号議案 権利の放棄について(茨城県住宅供給公社に係る債権)	19

【その他説明事項】

○茨城県耐震改修促進計画の改定について	22
○茨城県住生活基本計画について	23
○令和 3 年度包括外部監査の結果について	25
○土木部事業に関する市町村要望について	26

令和3年度予算 課別一覽(最終補正)

(一般会計)

土木部

第43号議案 令和3年度 茨城県一般会計補正予算(第9号)

(単位:千円)

区 分	令和3年度予算額			増減率 C/A
	現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B	
監理課	2,910,241	277,870	3,188,111	+ 9.5%
用地課	56,921	△ 8,203	48,718	△ 14.4%
検査指導課	38,539	△ 4,760	33,779	△ 12.4%
道路建設課	37,037,222	△ 1,514,616	35,522,606	△ 4.1%
道路維持課	33,209,346	1,562,232	34,771,578	+ 4.7%
河川課	40,051,675	△ 6,236,437	33,815,238	△ 15.6%
港湾課	6,744,900	△ 730,881	6,014,019	△ 10.8%
営繕課	236,085	△ 17,284	218,801	△ 7.3%
都市計画課	109,431	△ 22,162	87,269	△ 20.3%
都市整備課	2,740,777	326,616	3,067,393	+ 11.9%
下水道課	2,857,218	3,751	2,860,969	+ 0.1%
建築指導課	307,774	△ 16,292	291,482	△ 5.3%
住宅課	4,097,050	36,819	4,133,869	+ 0.9%
一般会計計	130,397,179	△ 6,343,347	124,053,832	△ 4.9%

(特別会計)

第55号議案 令和3年度茨城県港湾事業特別会計補正予算(第2号)

港湾事業	10,973,395	△ 950,073	10,023,322	△ 8.7%
特別会計計	10,973,395	△ 950,073	10,023,322	△ 8.7%

(企業会計)

第61号議案 令和3年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算(第2号)

第62号議案 令和3年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算(第3号)

鹿島臨海都市計画下水道事業	5,697,293	△ 199,867	5,497,426	△ 3.5%
流域下水道事業	24,248,695	△ 204,656	24,044,039	△ 0.8%
企業会計計	29,945,988	△ 404,523	29,541,465	△ 1.4%

土木部計	171,316,562	△ 7,697,943	163,618,619	△ 4.5%
------	-------------	-------------	-------------	--------

令和3年度予算 公共事業費一覧(最終補正)

土木部

(一般会計)

(単位:千円)

区 分			令和3年度予算額			増減率	
			現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B	C/A	
道 路 事 業	道路建設課	補助	30,798,354	△ 777,333	30,021,021	△ 2.5%	
		県単	4,825,510	△ 695,000	4,130,510	△ 14.4%	
		計	35,623,864	△ 1,472,333	34,151,531	△ 4.1%	
	道路維持課	補助	11,215,166	△ 9,488	11,205,678	△ 0.1%	
		直轄負担金	9,917,165	1,660,750	11,577,915	+ 16.7%	
		国補計※	21,132,331	1,651,262	22,783,593	+ 7.8%	
		県単	11,184,217	-	11,184,217	-	
	計	32,316,548	1,651,262	33,967,810	+ 5.1%		
	計	補助	42,013,520	△ 786,821	41,226,699	△ 1.9%	
		直轄負担金	9,917,165	1,660,750	11,577,915	+ 16.7%	
		国補計※	51,930,685	873,929	52,804,614	+ 1.7%	
		県単	16,009,727	△ 695,000	15,314,727	△ 4.3%	
	計	67,940,412	178,929	68,119,341	+ 0.3%		
	河川事業	河川課	補助	18,238,156	△ 1,361,124	16,877,032	△ 7.5%
			直轄負担金	14,766,759	△ 4,744,560	10,022,199	△ 32.1%
国補計※			33,004,915	△ 6,105,684	26,899,231	△ 18.5%	
県単			6,032,830	△ 84,721	5,948,109	△ 1.4%	
計			39,037,745	△ 6,190,405	32,847,340	△ 15.9%	
港湾事業	港湾課	補助	2,051,384	△ 342,173	1,709,211	△ 16.7%	
		直轄負担金	2,164,500	△ 80,477	2,084,023	△ 3.7%	
		国補計※	4,215,884	△ 422,650	3,793,234	△ 10.0%	
		県単	374,051	△ 21,389	352,662	△ 5.7%	
		計	4,589,935	△ 444,039	4,145,896	△ 9.7%	
都 市 計 画 事 業	都市計画課	補助	5,675	7,136	12,811	+ 125.7%	
		計	5,675	7,136	12,811	+ 125.7%	
	都市整備課	補助	1,071,580	175,326	1,246,906	+ 16.4%	
		直轄負担金	188,987	△ 37,523	151,464	△ 19.9%	
		国補計※	1,260,567	137,803	1,398,370	+ 10.9%	
		県単	1,229,274	127,000	1,356,274	+ 10.3%	
	計	2,489,841	264,803	2,754,644	+ 10.6%		
	計	補助	1,077,255	182,462	1,259,717	+ 16.9%	
		直轄負担金	188,987	△ 37,523	151,464	△ 19.9%	
		国補計※	1,266,242	144,939	1,411,181	+ 11.4%	
県単		1,229,274	127,000	1,356,274	+ 10.3%		
計	2,495,516	271,939	2,767,455	+ 10.9%			
下 水 道 事 業	下水道課	補助	861,887	5,870	867,757	+ 0.7%	
		県単	23,700	-	23,700	-	
		計	885,587	5,870	891,457	+ 0.7%	
住 宅 事 業	住宅課	補助	1,595,146	△ 1,953	1,593,193	△ 0.1%	
		計	1,595,146	△ 1,953	1,593,193	△ 0.1%	
一 般 会 計 計	補助	65,837,348	△ 2,303,739	63,533,609	△ 3.5%		
	直轄負担金	27,037,411	△ 3,201,810	23,835,601	△ 11.8%		
	国補計※	92,874,759	△ 5,505,549	87,369,210	△ 5.9%		
	県単	23,669,582	△ 674,110	22,995,472	△ 2.8%		
	計	116,544,341	△ 6,179,659	110,364,682	△ 5.3%		

※ 「国補」は、「補助」及び「直轄負担金」で構成。

令和3年度予算 公共事業費一覧(最終補正)

(企業会計)

区 分		令和3年度予算額			増減率
		現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B	C/A
流域下水道事業 下水道課	補助	4,648,118	△ 77,433	4,570,685	△ 1.7%
	県単	30,931	-	30,931	-
	計	4,679,049	△ 77,433	4,601,616	△ 1.7%
企業会計計	補助	4,648,118	△ 77,433	4,570,685	△ 1.7%
	県単	30,931	-	30,931	-
	計	4,679,049	△ 77,433	4,601,616	△ 1.7%

土木部計	補助	70,485,466	△ 2,381,172	68,104,294	△ 3.4%
	直轄負担金	27,037,411	△ 3,201,810	23,835,601	△ 11.8%
	国補計※	97,522,877	△ 5,582,982	91,939,895	△ 5.7%
	県単	23,700,513	△ 674,110	23,026,403	△ 2.8%
	計	121,223,390	△ 6,257,092	114,966,298	△ 5.2%

※ 「国補」は、「補助」及び「直轄負担金」で構成。

令和 3 年 度 繰 越 予 算 一 覧

第 4 3 号議案 令和 3 年度茨城県一般会計補正予算（第 9 号）

第 5 5 号議案 令和 3 年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第 2 号）

（R3 → R4 繰越明許費）

（単位：千円）

会計区分	課 名	現計議決額 A	R4・1定 提出額 B	合 計 C=A+B
一 般 会 計	道 路 建 設 課	20,442,557	5,243,662	25,686,219
	道 路 維 持 課	12,317,204	1,843,528	14,160,732
	河 川 課	14,804,952	10,366,223	25,171,175
	港 湾 課	1,668,506	819,540	2,488,046
	都 市 整 備 課	304,318	918,666	1,222,984
	下 水 道 課	452,262	208,089	660,351
	住 宅 課	20,700	894,371	915,071
	一般会計 計	50,010,499	20,294,079	70,304,578
特 別 会 計	港湾事業 港 湾 課	735,200	83,993	819,193
	特別会計 計	735,200	83,993	819,193
土木部計		50,745,699	20,378,072	71,123,771

令和3年度債務負担行為補正一覧

土木部

第43号議案 令和3年度茨城県一般会計補正予算(第9号)

(変更分)

事項	区分	事業内容	期間	限度額	担当課
茨城県道路公社 事業資金借入金 債務保証	変更前	国及び金融機関の茨城県道路公社に対する事業運営資金及び建設事業資金の融資について、県がその債務を保証する旨の契約を当該機関と締結する。	昭和46年度以降	530,000千円	道路維持課
	変更後	同上	同上	350,000千円	

令和3年度地方債補正一覧（最終補正）

土 木 部

第43号議案 令和3年度 茨城県一般会計補正予算(第9号)

第4表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額 千円	補正額 千円	補正後の額 千円			
河 川 事 業	26,525,800	△5,136,000	21,389,800	債券発行又は普通貸借 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。発行 価格が額面金額を下回 るときは、それぞれの発 行価格差減額をうめるた めに必要な金額を加え た金額)	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資金について、 利率見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
海 岸 整 備 事 業	375,600	△55,800	319,800			
砂 防 事 業	220,200	△2,500	217,700			
急傾斜地崩壊対策事業	364,400	△10,200	354,200			
港 湾 整 備 事 業	3,123,300	△285,100	2,838,200			
道 路 橋 梁 整 備 事 業	31,339,800	1,243,100	32,582,900			
街 路 事 業	140,700	△10,800	129,900			
公 営 住 宅 建 設 事 業	737,000	-	737,000			
過 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	119,600	△61,900	57,700			
現 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	164,600	△57,300	107,300			
過 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	40,000	14,100	54,100			
現 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	49,200	△49,200	-			
単 独 災 害 復 旧 事 業	173,300	21,000	194,300			
公 園 事 業	777,500	△131,900	645,600			
防 災 対 策 事 業	430,500	-	430,500			
合 併 特 例 事 業	1,703,400	△87,600	1,615,800			
地 方 道 路 等 整 備 事 業	846,500	-	846,500			
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	360,300	△8,400	351,900			
計	67,491,700	△4,618,500	62,873,200			

第55号議案 令和3年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算(第2号)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額 千円	補 正 額 千円	補正後の額 千円			
港 湾 整 備 事 業	4,823,400	△ 1,547,800	3,275,600	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内	40年以内 (据置期間を含む。)

第61号議案 令和3年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算(第2号) (企業債)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額 千円	補 正 額 千円	補正後の額 千円			
鹿 島 臨 海 都 市 計 画 下 水 道 事 業	966,400	△ 145,900	820,500	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内	40年以内 (据置期間を含む。)

第62号議案 令和3年度 茨城県流域下水道事業会計補正予算(第3号) (企業債)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額 千円	補 正 額 千円	補正後の額 千円			
流 域 下 水 道 事 業	1,461,600	900	1,462,500	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内	40年以内 (据置期間を含む。)

第67号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について

監 理 課

1 負担額（変更の生じた市町村の合計）

1, 108, 811千円

2 提出理由

令和3年度において県が行う河川事業、港湾事業及び下水道事業に対する市町村の負担について、事業費の確定に伴い、その額を変更しようとするものである。

3 根拠法令

- ・地方財政法第27条第1項及び第2項
- ・下水道法第31条の2第1項及び第2項

（要旨）都道府県は、都道府県が行う建設事業等によって利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する経費の一部を負担させることができる。負担額は、当該市町村の意見を聞き、都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

4 議案の概要

（1）河川事業（急傾斜地崩壊対策事業）

- ・負担額：変更前 47, 400千円
変更後 97, 700千円
- ・日立市外6市

（2）港湾事業（港湾建設事業）

- ・負担額：変更前 102, 100千円
変更後 121, 367千円
- ・日立市外3市町村

（3）下水道事業（流域下水道建設事業）

- ・負担額：変更前 783, 631千円
変更後 889, 744千円
- ・水戸市外29市町村

【市町村別の負担額は10ページ及び11ページ】

5 参考事項

該当市町村には、各法に基づいて意見を聞き、負担（変更）について同意する旨の回答を得ている。

市町村別の負担額

事業名	負担市町村	事業費		負担額		備考
		変更前	変更後	変更前	変更後	
河川事業	日立市	130,000 ^{千円}	250,000 ^{千円}	13,000 ^{千円}	25,000 ^{千円}	
	土浦市	30,000	33,000	3,000	3,300	
	常陸太田市	24,000	94,000	2,400	9,400	
	鹿嶋市	80,000	180,000	8,000	18,000	
	行方市	120,000	150,000	12,000	15,000	
	鉾田市	70,000	130,000	7,000	13,000	
	小美玉市	20,000	140,000	2,000	14,000	
港湾事業	日立市	0	108,000	0	14,400	
	ひたちなか市	1,040,000	1,165,680	69,900	73,367	
	大洗町	30,000	0	4,000	0	
	東海村	940,000	1,120,000	28,200	33,600	
下水道事業	水戸市	203,670	219,983	42,579	45,811	
	日立市	103,210	111,477	21,577	23,214	
	土浦市	448,553	559,081	89,824	116,738	
	古河市	41,746	31,566	8,795	6,540	
	石岡市	148,040	184,516	29,646	38,527	
	龍ヶ崎市	168,385	171,704	30,703	31,285	
	下妻市	263,088	267,833	50,707	50,148	
	常総市	183,340	184,162	34,582	33,936	
	常陸太田市	46,429	50,148	9,706	10,443	
	牛久市	143,292	146,117	26,128	26,622	
	つくば市	409,495	495,495	80,667	100,349	
	ひたちなか市	227,370	245,582	47,534	51,142	
	潮来市	188,027	236,532	35,561	46,217	
	常陸大宮市	25,479	27,520	5,327	5,732	
	那珂市	78,298	84,569	16,369	17,610	
	筑西市	199,712	224,192	41,261	43,973	
	坂東市	28,838	22,014	6,109	4,596	

事業名	負担市町村	事業費		負担額		備考
		変更前	変更後	変更前	変更後	
	稲敷市	11,226	11,447	2,047	2,085	
	かすみがうら市	103,981	129,604	20,821	27,061	
	桜川市	186,288	212,804	43,118	45,641	
	行方市	99,476	125,138	18,814	24,450	
	小美玉市	162,627	202,696	32,565	42,324	
	大洗町	50,149	54,165	10,484	11,280	
	城里町	16,987	18,347	3,552	3,820	
	東海村	57,267	61,853	11,973	12,881	
	阿見町	122,414	152,577	24,513	31,859	
	河内町	12,546	12,794	2,288	2,331	
	八千代町	116,051	114,967	22,983	22,050	
	境町	39,916	29,008	8,221	5,804	
	利根町	28,394	28,954	5,177	5,275	

第68号議案 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

下水道課

1 提出理由

令和3年度において、県が行う流域下水道の維持管理に要する費用の関係市町村の負担額について、流入汚水量（見込み）の確定に伴い、その額を変更しようとするものである。

2 根拠法令

・下水道法第31条の2

（要旨）

流域下水道を管理する都道府県は、下水道法第31条の2第1項に基づき、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する費用について負担させることができる。

負担額は、同条第2項の規定により市町村の意見をきいたうえ、都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

3 議案の概要

（負担額等一覧）

流域下水道名	負担額（千円）		関係市町村
	変更前	変更後	
霞ヶ浦常南	2,378,055	2,274,351	龍ヶ崎市外5市町
霞ヶ浦湖北※	1,888,821	1,861,965	土浦市外3市町
霞ヶ浦水郷	318,032	342,210	潮来市外1市
那珂久慈※	1,536,968	1,487,484	日立市外7市町村、 ひたちなか・東海広域事務組合
利根左岸さしま	379,071	375,947	古河市外2市町
鬼怒小貝※	338,118	307,802	下妻市外2市町
小貝川東部	343,091	353,342	下妻市外3市
計	7,182,156	7,003,101	

※負担額の変更がない霞ヶ浦湖北流域のかすみがうら市（負担額：188,430千円）、那珂久慈流域の水戸市（負担額：553,350千円）、並びに鬼怒小貝流域の常総市（負担額：72,666千円）は除く。

4 参考事項

関係市町村には、下水道法に基づいて意見を聞き、同意する旨の回答を得ている。

第69号議案 工事請負契約の締結について（養蚕橋橋梁上部工事（その1））

道路建設課

1 議案提出の理由

主要地方道筑西つくば線筑西市蕨地内の「養蚕橋橋梁上部工事（その1）」について、株式会社横河NSエンジニアリング（神栖市砂山16番地5）と6億9,947万9千円をもって、請負契約を締結しようとするものである。

2 現況・課題

主要地方道筑西つくば線は、筑西市の旧国道50号を起点とし、つくば市の国道125号に至る道路であり、災害時の緊急輸送道路として指定される大変重要な路線である。本路線のうち、一級河川小貝川に架かる「養蚕橋」は、建設から60年が経過し、主桁の劣化が著しく進行し、機能の低下が懸念されていた。

3 必要性・ねらい

道路の安全性を確保するため、平成25年度から橋梁の架替え事業に着手した。

4 事業の内容

- 1) 概要 養蚕橋橋梁上部工事（その1）に係る請負契約の締結
- 2) 契約相手方 株式会社横河NSエンジニアリング
代表取締役 齊藤 功
- 3) 契約額 699,479,000円
- 4) 工期 令和4年3月～令和5年6月
- 5) 工事箇所 筑西市蕨地内
- 6) 工事概要 橋梁上部工事 延長L=98.6m 幅員W=14.0m
- 7) 予算（債務負担行為）
 - ア) 設定 令和3年第1回定例会で承認
 - イ) 期間 令和4年度～令和5年度
 - ウ) 限度額 1,500,000千円
 - エ) 年度割

(単位：千円)

事業費	R3	R4	R5
1,570,000	70,000	750,000	750,000

5 参考事項

議決の根拠法令等

- ・地方自治法第96条第1項第5号
- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

第70号議案 工事請負契約の締結について（養蚕橋橋梁上部工事（その2））

道路建設課

1 議案提出の理由

主要地方道筑西つくば線筑西市徳持地内の「養蚕橋橋梁上部工事（その2）」について、日本ファブテック株式会社（取手市下高井1020番地）と5億4,340万円をもって、請負契約を締結しようとするものである。

2 現況・課題

主要地方道筑西つくば線は、筑西市の旧国道50号を起点とし、つくば市の国道125号に至る道路であり、災害時の緊急輸送道路として指定される大変重要な路線である。本路線のうち、一級河川小貝川に架かる「養蚕橋」は、建設から60年が経過し、主桁の劣化が著しく進行し、機能の低下が懸念されていた。

3 必要性・ねらい

道路の安全性を確保するため、平成25年度から橋梁の架替え事業に着手した。

4 事業の内容

- 1) 概要 養蚕橋橋梁上部工事（その2）に係る請負契約の締結
- 2) 契約相手方 日本ファブテック株式会社
橋梁事業本部 本部長 福島 剛
- 3) 契約額 543,400,000円
- 4) 工期 令和4年3月～令和5年6月
- 5) 工事箇所 筑西市徳持地内
- 6) 工事概要 橋梁上部工事 延長L=74.4m 幅員W=14.0m
- 7) 予算（債務負担行為）
 - ア) 設定 令和3年第1回定例会で承認
 - イ) 期間 令和4年度～令和5年度
 - ウ) 限度額 1,500,000千円
 - エ) 年度割

(単位：千円)

事業費	R3	R4	R5
1,570,000	70,000	750,000	750,000

5 参考事項

議決の根拠法令等

- ・地方自治法第96条第1項第5号
- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

03国補地道第03-03-606-Z-001・002号
 橋梁上部工事(養蚕橋)(その1)・(その2)
 主要地方道 筑西つくば線 筑西市蕨・徳持

予定工期：令和5年6月30日迄

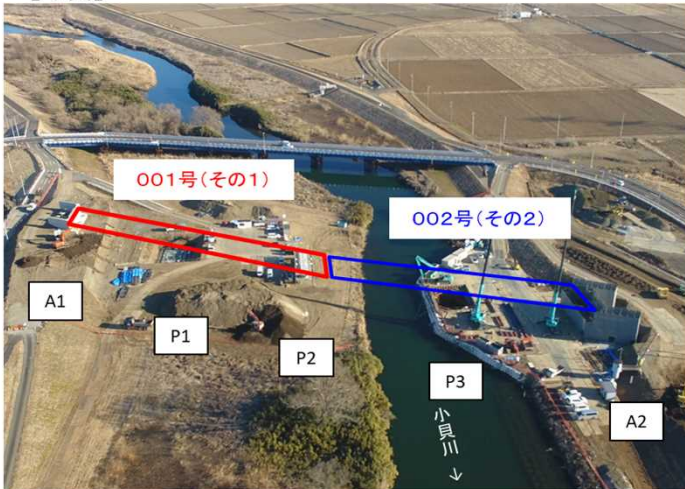
【工事内容】

	(その1)	(その2)
形式	鋼4径間連続少数钣桁橋	
延長	98.6m	74.4m
支間長	37.5+48.1+12.1m	36+37.5m
桁製作	306.6t	218.5t
桁架設	306.6t	218.5t

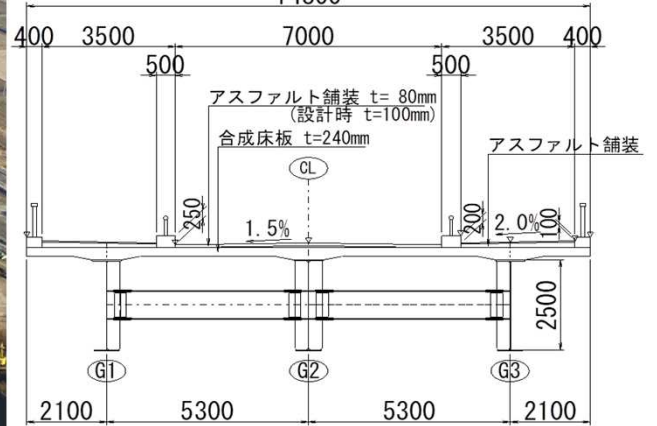
【位置図】



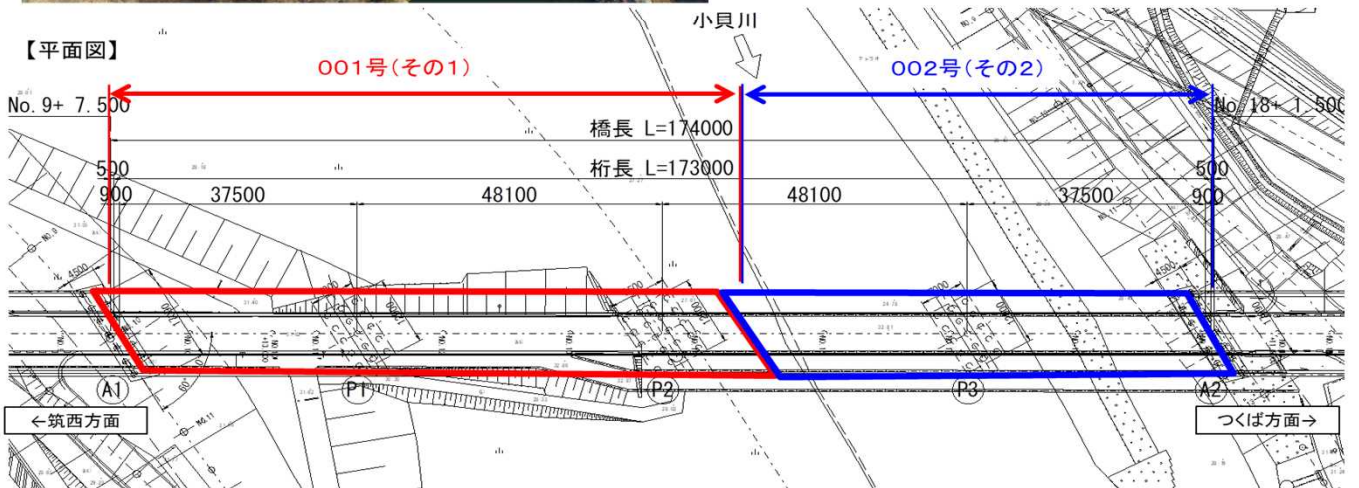
【写真】



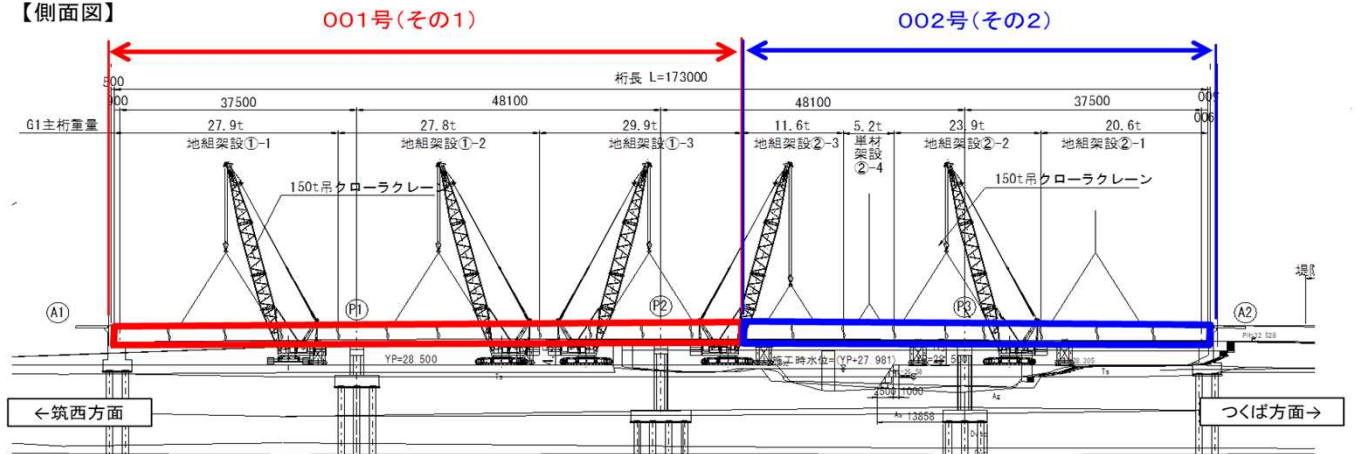
【断面図】



【平面図】



【側面図】



第71号議案 工事請負契約の変更について（(仮称)上曽トンネル本体工事（石岡工区））

道路建設課

1 議案提出の理由

合併支援道路石岡市上曽地内の「(仮称)上曽トンネル本体工事（石岡工区）」について、大林・株木・市村特定建設工事共同企業体（埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2）と40億6,941万7千円をもって、請負契約を締結し工事を実施中のところ、掘削補助工及びずり運搬工に変更が生じたため、9億9,825万円を増額し、50億6,766万7千円をもって、請負契約の変更をしようとするものである。

2 現況・課題

(仮称)上曽トンネルは、石岡市と桜川市を結ぶ上曽峠に計画された延長3.54kmのトンネルであり、現道は道路幅員が狭く屈曲しており、冬期には路面凍結による通行止め等が発生することから、早急な整備が望まれている。

このため、市からの受託により平成30年度から(仮称)上曽トンネルを含む5.58kmのバイパス整備に着手した。

3 必要性・ねらい

トンネル掘削にあたり、岩質に合わせて掘削補助工を変更する必要があるとともに、掘削ずりの搬出場所に変更が生じたため、増額変更するものである。

4 事業の内容

- 1) 概要 (仮称)上曽トンネル本体工事（石岡工区）に係る請負契約の変更
- 2) 契約相手方 大林・株木・市村特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社大林組
取締役社長 蓮輪 賢治
代理人 常務執行役員関東支店長 多尾田 望
- 3) 契約日 令和2年3月24日
- 4) 既契約額 4,069,417,000円
- 5) 増減額 998,250,000円増
- 6) 変更額 5,067,667,000円
- 7) 工期 令和2年3月25日～令和5年3月15日（1,086日間）
- 8) 工事箇所 石岡市上曽地内
- 9) 工事概要 トンネル工事 延長L=1,939.0m 幅員W=8.0m

5 参考事項

議決の根拠法令等

- ・地方自治法第96条第1項第5号
- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

第72号議案 工事請負契約の変更について（(仮称)上曾トンネル本体工事（桜川工区））

道路建設課

1 議案提出の理由

合併支援道路桜川市真壁町山尾地内の「(仮称)上曾トンネル本体工事（桜川工区）」について、大成・岡部・白田特定建設工事共同企業体（東京都新宿区西新宿六丁目8番1号）と29億9,332万円をもって、請負契約を締結し工事を実施中のところ、掘削補助工に変更が生じたため、2億97万円を増額し、31億9,429万円をもって、請負契約の変更をしようとするものである。

2 現況・課題

(仮称)上曾トンネルは、石岡市と桜川市を結ぶ上曾峠に計画された延長3.54kmのトンネルであり、現道は道路幅員が狭く屈曲しており、冬期には路面凍結による通行止め等が発生することから、早急な整備が望まれている。

このため、市からの受託により平成30年度から(仮称)上曾トンネルを含む5.58kmのバイパス整備に着手した。

3 必要性・ねらい

トンネル掘削にあたり、岩質に合わせて掘削補助工を変更する必要性が生じたため、増額変更するものである。

4 事業の内容

- 1) 概要 (仮称)上曾トンネル本体工事（桜川工区）に係る請負契約の変更
- 2) 契約相手方 大成・岡部・白田特定建設工事共同企業体
代表者 大成建設株式会社
代表取締役社長 相川 善郎
代理人 東京支店常務執行役員支店長 奥畑 浩一郎
- 3) 契約日 令和2年3月24日
- 4) 既契約額 2,993,320,000円
- 5) 増減額 200,970,000円増
- 6) 変更額 3,194,290,000円
- 7) 工期 令和2年3月25日～令和4年9月30日（920日間）
- 8) 工事箇所 桜川市真壁町山尾地内
- 9) 工事概要 トンネル工事 延長L=1,599.0m 幅員W=8.0m

5 参考事項

議決の根拠法令等

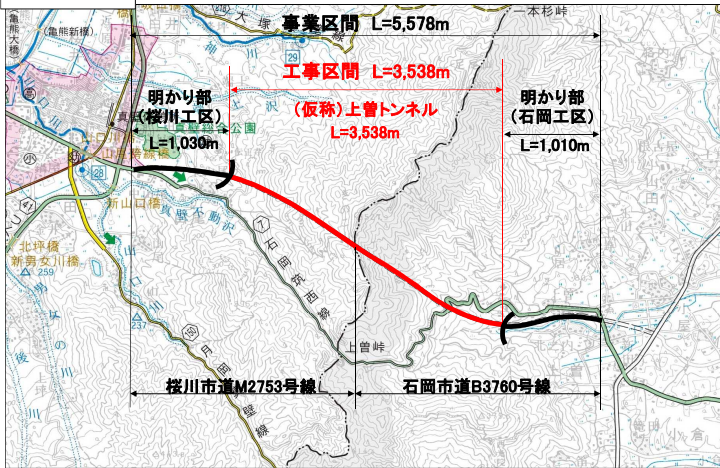
- ・地方自治法第96条第1項第5号
- ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条

路線名：石岡市道B3760号線，桜川市道M2753号線
 箇所名：石岡市上曾地内，桜川市真壁町山尾地内

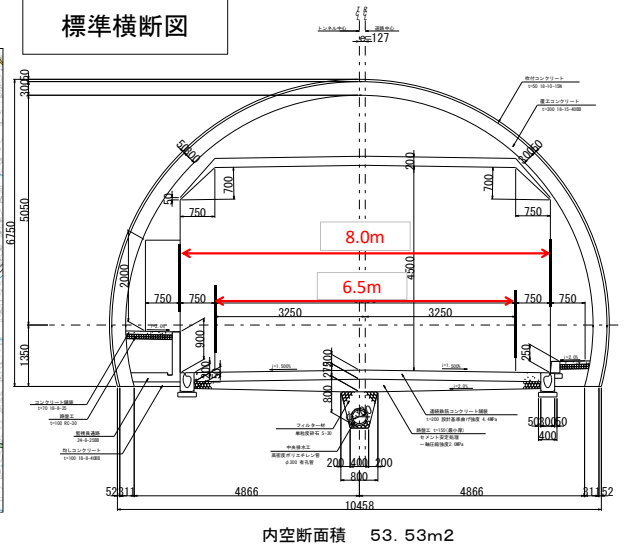
31県単支援道改 第31-03-000-6-001号
 (仮称)上曾トンネル本體工事(石岡工区)

31県単支援道改 第31-03-016-6-001号
 (仮称)上曾トンネル本體工事(桜川工区)

位置図



標準横断面



平面図

31県単支援道改 第31-03-016-6-001号
 (仮称)上曾トンネル本體工事(桜川工区)

工事延長 L=1,599.0m
 掘削・支保工 L=1,715.6m
 インバート工 L=123.0m
 覆土工 L=1,598.4m

31県単支援道改 第31-03-000-6-001号
 (仮称)上曾トンネル本體工事(石岡工区)

工事延長 L=1,939.0m
 掘削・支保工 L=2,196.3m
 インバート工 L=329.0m
 覆土工 L=1,938.4m

変更の概要

掘削補助工に変更が生じたため増額変更しようとするもの

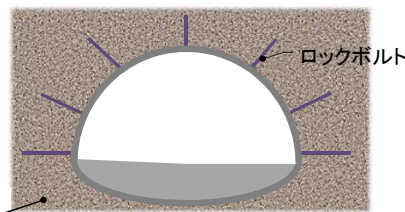
変更の概要

掘削補助工及びびり運搬工に変更が生じたため増額変更しようとするもの

主な変更内容

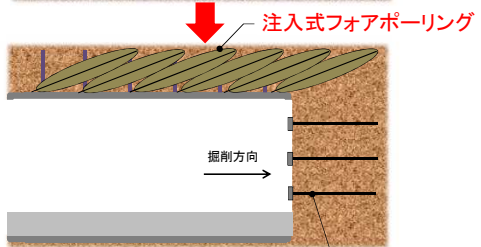
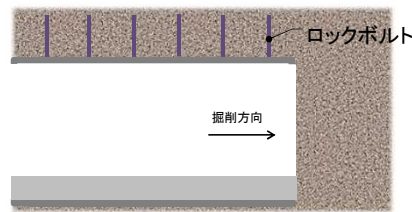
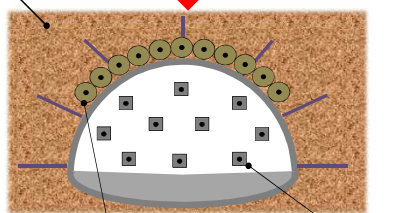
掘削補助工とは、
 地山の強度不足による掘削断面の変形や湧水にともなう地山崩壊を防ぐために実施

【変更前】



想定した岩質と相違が生じたため掘削補助工を変更

【変更後】



鏡ボルト：鏡面の一部又は全部にロックボルトを打設して切羽の安定を図る

注入式フォアポーリング：斜め前方に5m以下の長さのボルトやパイプ等を打設、薬液を圧力注入し、前方地山の変形に対する拘束力及び天端安定を高める

第77号議案 権利の放棄について（茨城県住宅供給公社に係る債権）

住 宅 課

1 議案の内容

茨城県住宅供給公社の破産手続（平成26年11月終結）後も県が公社に対して保有している債権について、権利を放棄しようとするもの。

○理由

- ・破産手続終結当時の債権放棄の基準は時効（令和6年11月）成立が前提であり、また、破産手続中に管財人が処分を放棄した財産があり、債権の時効までにこの残余財産を処分できる可能性があったため、権利を放棄しなかった。
- ・令和2年10月に総務部が基準を改正し、時効前でも回収の可能性のない債権については、権利の放棄ができるようになり、改めて残余財産を調査した結果、土地の相続手続が進んでいないこと等から、これ以上回収できる可能性はなく、保有し続ける実益がないと判断。

○債権の内訳

（単位：千円）

債 権	金額	債権の概要
シニア住宅供給事業貸付金	1,000,000	ケア付き高齢者賃貸住宅「サンテーム土浦」を公社が建設するための長期貸付金
公営住宅用地先行取得事業資金貸付金	679,015	県営住宅用地を公社が先行取得し、県営住宅建設時に県が買い戻すまで管理するための貸付金
住宅供給公社経営支援貸付金	24,657,160	平成17年度決算で発生した債務超過を解消するための貸付及び公社の運営経費支援のための貸付金
債権譲渡による住宅供給公社への貸付金	10,643,264	金融機関等が公社に対して保有する既往貸付金について、平成22年の破産時に県が損失補償を履行した結果として、金融機関等から県に譲渡された貸付金
計	36,979,439	

※本債権については、茨城県の財政状況（決算に関する付属書類）により毎年計上

2 これまでの経緯等

（1）茨城県住宅供給公社の概要

- ・ 設立：地方住宅供給公社法に基づき昭和40年に設立された県出資法人
- ・ 事業：宅地販売及び賃貸住宅の管理業務等
- ・ 現在：「清算法人茨城県住宅供給公社」として存続し、清算人が管理

(2) 破産の経緯等

- ・ 経営悪化要因：バブル期（平成元年から平成 5 年）の土地を大量購入（約 300 ヘクタール）
→バブル崩壊による土地販売の不振、借入金利負担の増
→減損会計の導入による約 461 億円の債務超過（平成 17 年度決算）
- ・ 県の経営支援：平成 18 年度から債務超過を 10 年間で解消するための補助や貸付を実施
保有土地処分を進め、平成 26 年度に自主解散の方針
- ・ 状況の変化：リーマンショックによる景気の低迷、地価下落による追加損失の発生、
保有地処分の遅れ、*第三セクター等改革推進債の創設等
→県議会県出資団体等調査特別委員会より提言
 - ・「一日も早く前倒し解散をすべき」（平成 21 年 12 月中間報告）
 - ・「平成 22 年中に破産手続に着手すべき」（平成 22 年 9 月最終報告）→平成 22 年 9 月関連議案議決
 - ・ 第三セクター等改革推進債の起債許可申請議案（381 億円）
 - ・ 公社解散に伴う歳入歳出の補正予算案
- ・ 公社破産申請：平成 22 年 9 月破産申立
同年 10 月開始決定（解散）
同年 11 月債権届出（391 億円）→〈約 21 億円配当〉
平成 26 年 11 月破産終結（370 億円残）

※「第三セクター等改革推進債（三セク債）」とは、第三セクターの法的整理等の抜本的改革を進めるため、平成 21～25 年度までを対象期間として創設された地方債であり、これを活用し、貸倒れによる県負担を平準化。（平成 22 年借入・償還期間 15 年）

(3) 破産に伴う措置等

- ・ 知事、副知事の給料及び退職手当の減額
- ・ 公社元役員の退職金の返納
- ・ 県民に対しては、知事名で「解散に至る経緯・お詫び」をホームページに掲載

(4) 現在の残余財産について

仮登記農地（農地、山林）等 計 9 筆（約 2,300 m²）

<参考> 県議会における審議の経緯等

H17.4	地方住宅供給公社に減損会計が導入	・H17年度決算 461億円の債務超過
H18.3定	県出資団体等調査特別委員会	・保有地の処分が緊急の課題、団体の在り方を早急に決定すべき
H18.3定	本会議で公社支援議決	・H17年度決算における債務超過額（461億円）を、補助金と単年度無利子貸付金により10年で解消 ・保有地処分を進め、H26年度に自主解散



<p><状況変化>→<u>早期解散・清算へ</u></p> <p>・地価下落による追加損失の発生、保有土地販売の遅れ、第三セクター等改革推進債の創設等</p>		
---	--	--



H22.3定	県出資団体等調査特別委員会	・県財政への負担を最小限に抑制するため、H22年度中に破産手続に着手すべき ・一括処理は県財政に重大な影響を及ぼし困難であることから、三セク債を活用すべき
H22.3定	本会議で関連議案議決	・三セク債の起債許可申請議案（381億円） ・公社解散に伴う歳入・歳出の補正予算案
H22.4定	土木委員会	・破産申立（9.28）、資産（土地、預貯金）207億円、負債523億円、債務超過316億円 ・破産手続開始決定及び破産管財人の選定（10.8） 弁護士 福田博行
H23.1定	土木委員会	・破産債権届出520億、内県分391億円
H23.2定 ～ H26.2定	土木委員会・土木企業委員会	・破産手続の状況（債権者集会、収入状況） ・今後の対応（保有土地の売却、公共施設の移管、団地住民の対応）
H26.3定	土木企業委員会	・破産管財人からの中間配当（8.7） 20億7000万円（三セク債へ繰上償還）
H26.4定	土木企業委員会	・破産管財人からの最後配当（10.17） 897万円（三セク債へ繰上償還） ※最終的に約391億円に対し20.8億円の配当があったことを報告
H26.4定	県出資団体等調査特別委員会	・公社の破綻とその総括について了承 ・公社の破産手続終結（11.10）について報告

1 計画の趣旨

本計画は、耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づき、大規模地震による人的被害及び経済的被害の軽減を目的として建築物の耐震化を促進するための取組方針を定めるもので、おおむね5年ごとに見直しを行う（現行計画は平成27年度に改定）。

同法に規定する国の基本方針に基づき、本県における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として策定する。

2 計画の概要

【計画期間】

令和4年度から令和7年度（4年間）

【目標】

- ・令和12年度までに、耐震性が不十分な住宅を概ね解消する。
- ・令和7年度までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消する。

【計画の主な構成】

- 第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
- 第3章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発
- 第4章 耐震化を促進するための指導や命令等

【耐震診断を新たに義務付ける対象建築物】

以下の要件に該当する建築物（昭和56年以前の旧耐震基準で建築されたものが対象）について、耐震診断の実施を新たに義務付ける。

- （1）大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（県及び市町村の災害対策本部が設置される建築物、市町村が指定する避難所等）
- （2）災害時における多数の者の円滑な避難、救急・救助活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な以下①、②の道路の沿道において、倒壊した場合に前面道路の過半を閉塞するおそれのある建築物等
 - ①広域の緊急輸送を担う交通軸となる道路（高速道路、直轄国道等）
 - ②上記①の道路から非常時に広域的な活動拠点となる施設（災害拠点病院、自衛隊駐屯地等）へのアクセス道路

茨城県住生活基本計画の改定について

住 宅 課

1 計画の趣旨

住生活基本計画は、住生活基本法第17条第1項の規定に基づき、国が定める住生活基本計画（全国計画）に即して、本県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画を定めるもので、おおむね5年ごとに見直しを行うもの。（現行計画は平成28年度に改定）

住生活基本法に掲げられた基本理念を踏まえつつ、県民の豊かな住生活の安定向上に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画。

2 計画の概要（※全体概要は別紙参照）

住生活基本法において、計画期間、基本方針、目標、施策、供給目標量、住宅の供給を重点的に図るべき地域に関する事項、その他必要な事項を定めるものと規定。

【計画期間】

令和3年度から令和12年度（10年間）

【基本理念】

ゆとりの住まい・安心の住まい・みんなで創る・いばらきの住まいづくり

【基本目標・方針】

安全・安心で豊かな住生活の実現のため、現行計画の4つの基本方針をおおむね踏襲することとし、基本目標Ⅰの中に「生活様式や働き方の変化への対応」、基本目標Ⅳの中に「脱炭素社会への対応」を新たに追加。

- 基本目標1 新しい時代変化に対応した安全で魅力的な住生活
 - ①生活様式や働き方の変化に対応した多様な住まいづくり ②防災に配慮した住まいづくり
- 基本目標2 誰もが暮らしやすい安心・快適な住生活
 - ①子どもを産み育てやすい住まいづくり ②誰もが暮らしやすい住まいづくり
 - ③住宅セーフティネット機能の充実
- 基本目標3 住まいが住み継がれる持続可能な住生活
 - ①空き家等の適正管理・発生抑制・活用 ②地域の個性・魅力を活かした住まいづくり
- 基本目標4 脱炭素社会に向けた良質な住まいづくりと地域住宅産業の活性化
 - ①脱炭素社会に向けた良質な住まいづくり ②既存住宅流通と住み替えの活性化
 - ③木材産業と地域住宅産業の活性化

※ ：新規追加項目

茨城県住生活基本計画【概要版】

第1章 茨城県住生活基本計画の目的と性格

1-1 計画の目的と見直しの背景

- ・本県における住生活の安定向上に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画。
- ・策定後おおむね5年間が経過したこと等により、中間見直しを行うもの。

1-2 計画の位置づけ

- ・住生活基本法と住生活基本計画（全国計画）に基づく「県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（法第17条に基づく都道府県計画）」

1-3 計画の期間

- ・令和3年度から令和12年度（おおむね5年後に見直しを行う）

第2章 住生活を取り巻く現況

- 住宅や住環境、住み替え等に対するニーズが多様化。
- 自然災害の頻発・激化による住宅被害が発生。
- 子育て支援に対する不満率が高い。
- バリアフリー化など、高齢者への配慮が不足。
- 住宅確保要配慮者に対する入居制限がみられる。
- 将来的な空き家リスクが増大する恐れがある。
- 異なる地域特性や課題を有する多様な地域が存在。
- 環境問題への県民意識の高まりがみられる。
- 中古住宅に対する需要が増加傾向。

第3章 住宅政策の課題

社会環境の 変化	課題1	時代の変化に対応した新たな居住ニーズへの対応
	課題2	自然災害等のリスク低減
居住者・ コミュニティ	課題3	子育て世帯の安心・快適の確保
	課題4	高齢者・障がい者等の安心・快適の確保
	課題5	住宅確保要配慮者の増加・多様化への対応
住宅ストック ・産業	課題6	空き家・空き地問題への対応
	課題7	多様な地域特性や地域課題を踏まえた対応
	課題8	環境問題への対応
	課題9	住宅ストックの循環利用

第4章 住宅政策の基本理念・基本目標・基本方針

4-1 基本理念

- ・引き続き以下に示す基本理念の下に住宅政策を進めるものとし、県民一人ひとりの住生活の安定の確保及び向上の促進に努めるものとする。

基本理念	ゆとりの住まい・安心の住まい・ みんなで創る・ いばらきの住まいづくり
------	---

4-2 基本目標、4-3 基本方針

基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4
新しい時代変化に対応した安全で魅力的な住生活	誰もが暮らしやすい安心・快適な住生活	住まいが住み継がれる持続可能な住生活	脱炭素社会に向けた良質な住まいづくりと地域住宅産業の活性化
基本方針 1-1	基本方針 2-1	基本方針 3-1	基本方針 4-1
生活様式や働き方の変化に対応した多様な住まいづくり	子どもを産み育てやすい住まいづくり	空き家等の適正管理・発生抑制・活用	脱炭素社会に向けた良質な住まいづくり
基本方針 1-2	基本方針 2-2	基本方針 3-2	基本方針 4-2
防災等に配慮した安全な住まいづくり	誰もが暮らしやすい住まいづくり	地域の個性・魅力を活かした住まいづくり	既存住宅流通と住み替えの活性化
	基本方針 2-3		基本方針 4-3
	住宅セーフティネット機能の充実		木材産業と地域住宅産業の活性化

第5章 基本的な施策と成果指標

5-1 基本的な施策

- ※施策体系の詳細は裏面参照。

5-2 成果指標

基本目標1	地域防災計画等に基づき、ハード・ソフト合わせて住まいの出水対策に取り組む市町村の割合
基本目標2	耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率
基本目標3	高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率
基本目標4	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合
	居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率
	公的賃貸住宅団地（100戸以上）における地域拠点施設設け率
	市町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数
	居住目的のない空き家数
	新設一戸建持家・分譲住宅の木造在来工法率
	認定長期優良住宅のストック数
	既存住宅流通及びリフォームの戸数

第6章 地域別の施策

県北	県央	鹿行	県南	県西
<ul style="list-style-type: none"> ●魅力ある「県北らしい」暮らしの発信 ●高齢者が安心・安全に暮らせる住環境づくり ●空き家等の適正管理・発生抑制・活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●県都水戸を中心とした魅力ある住環境づくり ●久慈川・那珂川流域での減災対応 ●災害時の安全確保に対する取組 	<ul style="list-style-type: none"> ●「鹿行地域の強み」を活かした魅力ある住環境づくり ●水災害などに対する防災・減災対策の充実 ●別荘等空家の適正管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な宅地誘導と良好な住環境づくり ●郊外型住宅団地（ニュータウン）の再生 ●スマートシティ化と連携した魅力ある住環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●県西地域の魅力を活かした住環境づくり ●首都圏への近接性や産業集積を活かした移住・定住の促進 ●鬼怒川流域などにおける防災・減災への取組の充実

第7章 重点的な施策

7-1 公営住宅の供給目標量	7-2 住宅及び住宅地の供給等を重点的に図るべき地域に関する事項	7-3 高齢者の居住の安定確保（茨城県高齢者居住安定確保計画）	7-4 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進（茨城県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画）	7-5 近年の災害における住宅被害を踏まえた今後の防災対策のあり方	7-6 空き家対策のあり方
<ul style="list-style-type: none"> ・市場において自力では適正な水準の住宅を適正な負担で確保することが困難な世帯等を把握し、将来需要を推計。 ・新規建設、建替、既存公営住宅の空家集積状況等を考慮し、計画期間における公営住宅供給目標量を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発に伴って必要となる関連公共施設の整備を引き続き進めるとともに、地域の特性に応じ、住宅の供給等及び住宅地の供給促進策を進める。 ・県南・県西の42地域を重点供給地域とする。 	<p>【基本理念】 高齢者が安心して暮らせる住まい・生活環境づくり</p> <p>【達成に向けた方向性】 ①多様なニーズに対応する住まいの確保 ②住み続けられる支援体制の強化 ③安心して暮らせる情報提供と相談体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給目標を設定。 ・目標を達成するために、公的賃貸住宅の供給の促進、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進、住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化等を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や民間事業者、県・市町村といったあらゆる関係者の連携・協力のもと、自然災害等の被害対象となる住宅を減少させるための総合的・多層的な減災対策を地域の実情に合わせて組み合わせながら計画的に推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「空き家対策に関する連携・支援に向けた体制づくり」「空き家対策に関する多様な情報発信」により、庁内関係部局や関係団体との連携を図るとともに、実施主体となる県内市町村や関係団体に対して必要な支援に取り組む

第8章 施策の総合的かつ計画的な推進

<h3>8-1 計画実現に向けた推進体制</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・「県民」、「民間事業者」、「行政」の適切な役割分担のもと、協働で取組を進めていくことを目指す。 						
<h3>8-2 各関係機関の期待される役割</h3> <table border="1"> <tr> <td>県民やNPO・居住支援団体等</td> <td>・行政等の他の主体と相互連携のもと、取組促進のため協力するよう努める。</td> </tr> <tr> <td>住宅関連事業者</td> <td>・住宅の安全性・品質・性能確保に必要な措置を適切に講ずる責務を有する。</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体</td> <td>・住生活の安定の確保・向上の促進に関する施策を策定・実施する責務を有する。</td> </tr> </table>	県民やNPO・居住支援団体等	・行政等の他の主体と相互連携のもと、取組促進のため協力するよう努める。	住宅関連事業者	・住宅の安全性・品質・性能確保に必要な措置を適切に講ずる責務を有する。	地方公共団体	・住生活の安定の確保・向上の促進に関する施策を策定・実施する責務を有する。
県民やNPO・居住支援団体等	・行政等の他の主体と相互連携のもと、取組促進のため協力するよう努める。					
住宅関連事業者	・住宅の安全性・品質・性能確保に必要な措置を適切に講ずる責務を有する。					
地方公共団体	・住生活の安定の確保・向上の促進に関する施策を策定・実施する責務を有する。					
<h3>8-3 今後の情報発信のあり方</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・「分かりやすいポータルサイトの構築」「気軽に相談できる体制づくり」「啓発活動の充実」を進めていくことを目指す。 						

令和3年度 包括外部監査の結果について

土木部

1 監査の実施経過

- (1) 監査テーマ 債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について
- (2) 監査対象機関 税外未収債権を有する所管課
（土木部では、監理課、河川課、住宅課が対象）
- (3) 監査の視点
- ・債権管理体制が法令等に従い適正に整備・運用されているか。
 - ・債権の調定・回収、収入未済額の状況把握と対策、債権の保全手続、長期延滞債権の回収対応策、不納欠損処理を適切に実施しているか 等
- (4) 監査実施期間 令和3年7月13日から令和4年2月25日まで
- (5) 包括外部監査人 ^{さかもと}坂本 ^{かずしげ}和重（税理士・公認会計士）

2 監査結果

- (1) 指摘及び意見 23件（指摘：15件、意見：8件）
- (2) 主な指摘・意見の内容（土木部分）

区分	主な債権名	指摘等の内容	担当所属
指摘	河川敷使用料	○ 債務者から長期間納入がない場合には速やかに滞納処分等を行うとともに、時効により徴収権が消滅した場合は直ちに不能欠損処理を行うこと。	河川課
指摘	県営住宅使用料	○ 県営住宅総合管理システムと県財務会計システムにおける残高の整合性を保つ取組を実施すること。 ○ 時効援用希望者に対しては一律の様式を送付するのではなく、主債務者や連帯保証人本人からの通知を受領すべき。 ○ 不納欠損処理に当たっては、債務者の所在地調査や相続人調査を適切に行うこと。	住宅課
意見	談合賠償金	○ 回収割合が低い債務者の財務状況に留意し、引き続き慎重な債権管理を実施すること。	監理課

※指摘…違法性、正当性に問題がある事項及び経済的合理性の観点から問題のある事項で、具体的な改善措置を求めるもの
意見…包括外部監査人からの提案で、改善の参考とするもの

3 今後のスケジュール

時期	内容
3月～5月	監査結果報告（指摘事項等）に対する改善措置を検討
6月中旬	第2回県議会定例会の土木企業立地推進委員会において改善措置を報告
7月下旬	監査委員による改善措置の公表

土木部事業に関する市町村要望について

監 理 課

1 検討の趣旨

第2回定例会の土木企業立地推進委員会において、「市町村要望が形骸化しているのではないか」とのご指摘をいただいたことから、要望制度の再検討を行ったもの。

2 市町村の意向確認結果

・大部分の市町村において、要望制度の継続を希望。

【主な意見】 県議会に要望内容を届ける機会として必要

住民からの請願等に対応して要望を実施している 等

・要望方法については、要望書の提出時期を見直してほしいとの意見が多かった。

3 対応方針（案）

令和4年度以降も、引き続き市町村要望の取りまとめ及び委員会への報告を実施することとし、市町村から意見が多かった要望スケジュールの見直しを実施したい。

	令和3年度	見直し案
要望書提出 (市町村→土木部)	4月上旬	5～6月 ※市町村から希望が多い時期に変更
要望内容説明 (土木部→委員会)	第2回定例会	第3回定例会又は11月閉会中委員会 ※要望内容・対応状況を一括説明
対応状況説明 (土木部→委員会)	11月閉会中委員会	

<参考> 令和3年度の要望内容

○道路の整備（早期事業化、整備促進、歩道整備など）・・・37市町村

都市計画道路中大野中河内線の整備促進（水戸市）

県道飯岡石岡線バイパスの整備促進（石岡市）

鬼怒川ふれあい道路の整備促進（常総市）

一般県道平友部停車場線の整備促進（笠間市）

主要地方道結城坂東線バイパスの整備促進（坂東市）

主要地方道野田牛久線のバイパス整備（つくばみらい市）

国道123号バイパスの整備促進（城里町）

国道125号バイパスの整備促進（美浦村）

主要地方道土浦竜ヶ崎線バイパスの整備促進（阿見町）

国道125号（下妻・八千代バイパス）の早期着工（八千代町）

一般県道西関宿・栗橋線の歩道整備推進（五霞町）

国道354号境岩井バイパス及び古河境バイパスの整備促進（境町） など

○河川の整備（河川改修の促進など）・・・7市町

一級河川女沼川の整備促進（古河市） など

令和 4 年第 1 回定例会 土木企業立地推進委員会

令和 3 年度県出資法人等経営評価結果報告

・ 一般財団法人茨城県建設技術公社	2
・ 一般財団法人茨城県建設技術管理センター	2
・ 茨城県道路公社	3
・ 鹿島埠頭株式会社	4
・ 株式会社茨城ポートオーソリティ	5
・ 茨城県土地開発公社	5

令和 4 年 3 月 1 4 日

土 木 部

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見		左に係る対応
	<評価区分> 所管課							
1	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	<p>令和2年度は、公共工事の設計・積算業務及び工事監督補助業務に係る受託事業収益が引き続き高い水準で推移したほか、電子申請システム収益の増などにより、当期経常増減額は357百万円(前期比6.4パーセント増)となり、財務の健全性は維持されている。</p> <p>法人の事業収益の大部分(86.5パーセント)を県及び市町村からの受託事業収益が占めていることから、法人は現在受託している業務のほか、機会をとらえてその知識及び経験を県及び市町村に教授し、各団体の技術力向上に貢献するよう努められたい。</p> <p>また、社会貢献事業積立資産を活用した社会貢献事業については、引き続き積極的に取り組まれたい。</p> <p>(県所管課は、随意契約をする事由の妥当性について引き続き精査するとともに、法人との随意契約による業務委託に伴う積算基準の見直しについても検討を進められたい。)</p>	<p>これまで、経費の削減に取り組んできたことや積算・施工管理業務等の受託事業、電子申請システムの収益等により平成23年度以降黒字決算を続けている。</p> <p>今後も経営の効率化・合理化に努め、経営基盤の強化を図るとともに、県や市町村の技術力向上に積極的に寄与するよう指導していく。</p> <p>また、公益目的支出計画を着実に実施するとともに、社会貢献事業についても、引き続き積極的に取り組むよう指導していく。</p> <p>会社との随意契約の妥当性及び業務委託に伴う積算基準の見直しについては、引き続き業務別に内容や案件を精査し、今後とも適正な発注に努めていく。</p>		
		74,175千円	10,000千円	13.5%				
	決算	前期正味財産増減額	当期正味財産増減額	正味財産期末残高				
		168,586千円	191,554千円	3,181,913千円				
<概ね良好>	資産	資産	負債	正味財産				
検査指導課		4,448,006千円	1,266,093千円	3,181,913千円				
2	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	<p>令和2年度は、建設副産物リサイクル事業に係る施設利用料収益及びストックヤード管理費がそれぞれ大幅減となった一方、試験調査事業に係る試験手数料収益の増などから、当期経常増減額は61百万円(前期比10.5パーセント増)となっている。設立目的に沿った運営を実施し、毎年度黒字となり、財政基盤は安定している。引き続き安定した経営に努められたい。</p> <p>公共事業による建設発生土は、計画性があるもののほか、災害復旧等に伴う突発的なものや、工事施工の前倒しの影響によるものなどがあり、計画と実績に乖離が生じている。乖離の状況及び原因を的確に把握し、ストックヤードの適切な管理運営に努められたい。</p> <p>また、公益目的支出計画に基づく事業として研修・広報事業を実施しているが、更に技術力を磨き、これまでの蓄積を社会に還元する方策を検討されたい。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ、事業を実施されたい。</p>	<p>財務の健全性や経営の安定化を図るための取り組みを、引き続き進めるとともに、ストックヤードの適切な管理運営や公益目的支出計画に基づく研修・広報事業を着実に実施するよう指導していく。</p> <p>また、試験機関としての技術力・信頼性の国際的な指標であるISO17025認定の継続等により引き続き技術の研鑽に取り組むとともに、これまでに蓄積した高い技術力を広く社会に還元するため、研修・広報事業の充実に努めるよう指導していく。</p>		
		112,000千円	28,000千円	25.0%				
	決算	前期正味財産増減額	当期正味財産増減額	正味財産期末残高				
		22,670千円	24,061千円	2,170,799千円				
<概ね良好>	資産	資産	負債	正味財産				
検査指導課		2,514,984千円	344,185千円	2,170,799千円				

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等	左に係る対応
	<評価区分>					※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	
	所管課						
3	茨城県道路公社	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	<p>有料道路料金収入は、下総利根大橋の無料開放、及び新型コロナウイルス感染症の影響による交通量の減などにより、全体で552百万円（前期比36.4パーセント減）となった。また、駐車場料金収入は全体で53百万円（前期比9.2パーセント減）となった。</p> <p>引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が想定される場所ではあるが、中期経営計画で定める収支目標の達成に向けて増収対策に取り組み、道路料金収入及び駐車場料金収入を拡大するとともに、経費の削減を図り、財政基盤の安定に努められたい。</p> <p>また、道路の巡回調査は、県民の生活の安心・安全を守るため、今後とも尽力されたい。</p> <p>県からの長期借入金（無利子）については、計画的な返済が行われるよう、引き続き費用全般の節減に努め、財務基盤を着実に強化していくことが必要である。</p> <p>県所管課は、県からの新たな借入金が生じることがないように、また、県への借入金返済に支障が生じることがないように、財務内容や運営状況を注視し指導監督するとともに、適切な解散時期を判断されたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が想定される場所ではあるが、中期経営計画の収支目標に向けた増収対策に取り組むとともに経費の削減を図り、県の長期貸付金の返済が計画的に行われるよう指導していく。</p> <p>また、財務内容や運営状況を注視し指導監督するとともに、県負担が最小となる適切な解散時期を判断していく。</p>
			10,039,800千円	8,308,800千円	82.8%		
		決算	前期損益	当期損益	利益剰余金		
			9,118千円	3,471千円	△9,355千円		
	<改善措置が必要>	資産	資産	負債	資本		
	道路維持課		21,755,702千円	11,725,257千円	10,030,445千円		

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
4	鹿島埠頭(株)	出資	資本金	県出資額	県出資比率	<p>令和2年度は、主要事業である曳船事業は、コロナ禍の厳しい環境にあつて、鹿島港並びに茨城港常陸那珂港区及び日立港区のいずれも取扱隻数が減少したこと等により曳船料収入が減少し、売上高は2,035百万円(前期比15.2パーセント減)となった。このため、経営目標としていた事業成果と効率性が著しく低下した。</p> <p>法人全体の当期経常利益は244百万円(同51.1パーセント減)、当期純利益は236百万円(同19.1パーセント減)であり、全体的に見れば、継続して黒字を計上し、財政基盤は安定している。ただし、コロナ禍において、役員人件費比率の増加、役職員数の増加及び売上に対する販売管理費比率などの増加には留意すべきである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、脱炭素化の動きを背景にした産業構造の転換など、今後の経済情勢は不透明と想定されることから、今後も経営の安定のために、これらの指標に十分配慮するとともに、顧客ニーズや需要動向に的確に対応したサービスの提供に努められたい。</p> <p>また、老朽化した曳船の計画的な更新並びに曳船船員の人材育成及び確保により一層努めるとともに、引き続き財務の健全性を維持するため、事業の効率化・合理化を図られたい。</p>	<p>主力の曳船事業において、取扱隻数の減少に伴い、曳船料収入が減少したことなどから、売上高が減となり、当期経常利益及び当期純利益が減少したが、全体としては黒字を計上している。</p> <p>今年度以降においては、新型コロナウイルス感染症等の影響や脱炭素化による産業構造の転換など経済情勢が不透明であることを踏まえ、経営状況を慎重に見極め、財務・組織の健全性を維持しながら、計画的な曳船の更新や曳船船員の人材育成・確保に努め、引き続き、安全で質の高い港湾サービスの提供が行われるよう指導していく。</p>
		決算	前期損益	当期損益	利益剰余金		
		291,597千円	235,794千円	3,352,463千円			
	<概ね良好>	資産	負債	純資産			
	港湾課	資産	5,223,001千円	1,570,538千円	3,652,463千円		

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等	左に係る対応
	<評価区分>					※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	
		所管課					
5	(株)茨城ポート オーソリティ	出資	資本金	県出資額	県出資比率	令和2年度は、茨城港における船舶の入出港隻数は僅かに減少したものの、取扱貨物量及びコンテナ取扱量は堅調に推移したことなどから、法人全体の売上高は3,328百万円(前期比3.6パーセント減)、当期純利益は179百万円(同1.2パーセント減)となった。コロナ禍の厳しい環境の中でも設立目的に沿った健全な運営がされており、経営目標も全て達成されている。 法人全体としての財務内容は、借入金返済も順調であり財政状態も非常に良いが、事業部門別では港湾業務事業の経常損益が若干の赤字に転じているほか、港湾管理事業においても経常利益が減っている。効率性の観点から、役員人件費及び役職員人件費率の抑制、並びに売上高に対する販売管理費比率の削減など、より一層の経営改善に努められたい。 また、茨城港の更なる利用促進を図るため、県等と連携しながら、利用者のニーズを的確に捉えたサービスを提供し、県内産業の発展に資する港湾運営に努められたい。	港湾業務事業については、経常損益が赤字に転じたことから、引き続き船舶代理店業務等の効率的な執行や経費の削減等に努め、事業の黒字化につなげるよう指導していく。 今後も、茨城港の利用促進に向け、港湾利用者のニーズに的確に対応したサービス提供に努めるとともに、関係機関等と連携し、適正な管理運営や港湾振興に努めるよう指導していく。
			2,947,800千円	1,561,326千円	53.0%		
	決算	前期損益	当期損益	利益剰余金			
		181,601千円	179,373千円	2,319,858千円			
<概ね良好>		資産	資産	負債	純資産		
港湾課			6,265,732千円	1,001,976千円	5,263,756千円		
6	茨城県土地開発 公社	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	令和2年度は、公有地取得事業として、国直轄事業に係る用地0.6ヘクタールを先行取得するとともに、9.5ヘクタールを国へ処分した。また、土地造成事業としてひたちなか地区の保有土地22.3ヘクタールの事業用定期借地などによる貸付を行っている。 ひたちなか地区の完成土地のうち、未利用地7.0ヘクタールについて、処分が進んでいない。土地利用に関する地元市等の要望を踏まえつつ、県関係各課と連携しながら、事業計画に基づき早期処分に努め、県からの長期借入金の返済に充当するなど財務の健全化を図られたい。 令和3年度から新たに受託した久慈川緊急治水対策プロジェクト事業用地事務のほか、国直轄事業に係る公有地取得事業について、着実な実施に努められたい。	ひたちなか地区の未利用地については、「ひたちなか地区留保地利用計画」に基づき、法人が県関係各課等と連携し、地元との調整及び誘致活動に取り組み、処分に努めるよう指導していく。 また、引き続き、貸付地の賃料等により県貸付金の償還を確実にを行うよう指導していく。 令和3年度から受託した久慈川緊急治水対策プロジェクト事業用地事務をはじめ、国道6号及び国道50号の直轄国道事業に係る用地取得を支援しているところであり、今後も、国等が行う事業用地の確保において、法人の役割が十分に果たせるよう指導していく。
			30,000千円	30,000千円	100.0%		
	決算	前期損益	当期損益	利益剰余金			
		234,699千円	250,942千円	4,358,831千円			
<改善措置が必要>		資産	資産	負債	資本		
都市計画課			14,722,842千円	10,334,011千円	4,388,831千円		